【論説】

弁護士はいかに相談者の「表情を読む」か

－ビデオ・エスノグラフィーによる法的コミュニケーション研究の意義－

樫田美雄・北村隆憲・米田憲市・岡田光弘

目次

1．本論文の狙い－ビデオによるリーガル・コミュニケーション研究の意義の素描的提示－
1.1　ビデオ・エスノグラフィーとは何か
1.2　リーガル・コミュニケーション研究をビデオ・エスノグラフィーを用いて行う意義
2．ビデオを用いないリフレクションとビデオを用いたリフレクションの対比
2.1　金言集としての藤井（2013）
2.2　「解決」から逆算して検討されるべきものとしての「法律問題化」
2.3　助言に従うために必要な最重要部分が「金言」内に存在していない
3．当事者の自己理解の陥穽を乗り越えてコミュニケーションに対する感受性を向上させるという意義
3.1　当事者の自己理解の陥穽とその乗り越え－あるエピソードから
3.2　模擬法律相談場面に関するビデオを用いたリフレクションの意義の例示
3.3　相互行為的に表情を読んでいることがビデオから分かる Q 弁護士（役）
－言いにくいことの「しぐさ」による表示と優先構造（ポメランツ）の議論から－
3.4　ビデオ・エスノグラフィーは「振り返り（リフレクション）」に有用
4．おわりに

要旨

本論文では、従来のリーガル・コミュニケーション研究の帰着点のひとつの典型である「金言集」的なものを取り上げて、その問題点をまず指摘した。つまり、現実のコミュニケーションを考えた時に、「金言集」は、標準的な場合におけるおおざっぱな「指針」しか与えることができない点を指摘した。

本論文では『金言集』の作成と利用にかわる方針として、さまざまな現実の

多様性/条件に対応するための「感受性の涵養」路線を提起した。その上で、この路線の手段として「ビデオ・エスノグラフィーの実践」がある、という立論を行った。そして、この立場を基盤に、「リーガル・コミュニケーション研究をビデオを用いて行う意義」を解説した。

また、コミュニケーションの状況を精密に理解するのには、その場面の当事者の理解や知識を十分に重視する必要があるが、当事者の主張には「当事者の自己理解の陥穽」が生じることがある。欲望の大きさ等が本人には十分に自覚されていない場合には、本人は自分がしていること/できていることをしていないこと/できていないこととして理解し、語ってしまうことがあるのである。そのような事実とは異なった語りを基盤にすると「振り返り（リフレクション）」がうまくいかないことになる。

このような事態に対しても、我々は「感受性の涵養」路線を対置するべきである。本論文の後半では、実際の「トランスクリプト（書き起こし）」を用いて、弁護士役が、相談者（依頼者）の「しぐさの意味」を読み取っている状況を、その読み取りメカニズムごと解説した。

1. 本論文の狙いービデオによるリーガル・コミュニケーション研究の意義の素描的提示ー

本論文[i]の狙いは、エスノメソドロジー・会話分析の立場から主張されている「ビデオ・エスノグラフィー」という調査研究法を基盤として、ビデオを用いて、「リーガル・コミュニケーション研究」（法的コミュニケーション研究）を行うことにどのような意義があるのかという問題を、実践例を提示しつつ模索することである。

本節では、この本論文の狙いそのものを概説するために、まず、ビデオ・エスノグラフィーについて述べ、ついで、それを、リーガル・コミュニケーション研究に適用することの意義を述べていくことにしよう。

1.1 ビデオ・エスノグラフィーとは何か

ビデオ・エスノグラフィーは、エスノメソドロジー・会話分析の立場に立った調査研究法であり、簡単に定義すれば、「場面内参与者の当事者的知識を十全に活用しながら、ビデオデータの持つ状況保存性と再現性を活用して、根拠のある形で振り返り（リフレクション）を行いつつ、コミュニケーションの研究を行おうとするもの」である[ii]。

この調査研究法のポイントは3点ある。ひとつ目は、「当事者的知識の活用」であり、エスノメソドロジー・会話分析の伝統に関連させて述べるのならば、

制度的場面研究において、場面内でレリバント（有意味）になっている志向性を重視してきた流れを汲むものである。場面ごとに存在している課題、場面ごとに存在している習慣を丁寧にフォローしながら、場面で起きていることを明らかにすることが、重要である、という主張である。これは、コミュニケーションを経験的に研究しているようにみえて、実際には、研究者の一方的解釈のアドホックな押しつけになっていることもしばしばあった従来の研究へのアンチテーゼとしての意味合いをも持つ主張である。

ふたつ目は、「ビデオデータを用いた振り返り（リフレクション）の実行」ということであり、こちらは、安易な当事者研究へのアンチテーゼとしての意味合いをもっている。すなわち、ビデオ・エスノグラフィーのひとつの特徴である「当時者的知識の活用」という方針にだけ導かれたのでは、しばしば「当事者の独善的見解への従属」になってしまうリスクを、経験的研究といえども、免れ得ないからである。しかし、ビデオデータを参照しながらの振り返り（リフレクション）を研究の中に組み込むのなら、このリスクを小さくすることができる。

なぜなら、ビデオデータの中には、しっかりとシークエンシャル（順序的）な秩序、つまりは、相互行為的な意味、というものが埋め込まれてあるので、そのシークエンシャルな秩序と呼応した理解を当事者が取らずに発言をしている場合には、「そういうことは起きていないのではありませんか」と、他者が根拠をもって反論することができるからである。

みっつ目は、「ビデオ・エスノグラフィーの実践」は、より適切なコミュニケーション理解に繋がっていくだけでなく、コミュニケーション当事者の「感受性の涵養」を経由して、「新しい専門職的知識や新しい専門職的慣習の創造」にまで繋がる可能性があることである。つまり、それは、教育促進方策としても、研究促進方策としても価値があるだろうものなのである。

以下、実例を用いて、この可能性を素描していきたい。

1. 2　リーガル・コミュニケーション研究をビデオ・エスノグラフィーを用いて行う意義

「ビデオ・エスノグラフィー」は「エスノメソドロジー・会話分析」の特別形態なので、本来ならば、「リーガル・コミュニケーション研究をビデオ・エスノグラフィーを用いておこなうことの意義」を明らかにするためには、まずは、「リーガル・コミュニケーション研究をエスノメソドロジー・会話分析の立場から行うことの意義」の確認からする必要がある。しかし、本稿では、この部分については省略して、議論を先にすすめよう。なぜなら、上述の本格的な課題を行うためには、別論文が必要になるからである。たとえば、そのため

には、神戸大学の樫村志郎名誉教授とその教え子たちによる関連業績の網羅と解析が必要になる。あるいは、リーガル・コミュニケーション研究を、制度的場面研究であると考えれば、エスノメソドロジー・会話分析における、ワークプレイス研究の成果を扱う必要もでてくるだろうが、今回はその準備がない[iii]。

本論文では、ショートカットと言われるかもしれないが、とりあえずは、ビデオ・エスノグラフィーによるリーガル・コミュニケーション研究の意義を素描することだけに集中しよう。対比相手としては、エスノメソドロジー・会話分析の立場をとらない、他のリーガル・コミュニケーション研究だけを、扱うことにしよう。

たとえば、対比物として、藤井篤の2013年の著作である『弁護士の仕事術Ⅰ法律相談マニュアル』を取り上げるのがよいだろう。この本は、主張が明確なよい本であるが、その一方で「金言集」の特徴をもよく持っている本になっている。すなわち、「抽象の程度」が比較的高い「金言」の提示だけが目標になっているために、「実践において活用しにくい（金言を具体的事例において実践する際の分かれ道がみえない）」著作になってしまっている面があるのである。これは言い換えれば「事例から金言への道筋を追って再体験することが困難である」ということでもある。

これに対して、我々は、「抽象の程度」が高い議論をも行うものの、その「抽象の程度の高い議論」そのものが、「振り返り活動（リフレクション）」の中で行われているために、当該議論に至る道筋が検証可能で再体験可能なものになっている[iv]。以下、この対比を、実例をもって提示していきたい。

2. ビデオを用いないリフレクションとビデオを用いたリフレクションの対比

2. 1　金言集としての藤井（2013）

上述の藤井（2013）には、たとえば、「依頼者の求めることを法律問題として整理し、その解決に向けた手立てを検討し、アドバイスをすること」（藤井、2013：10）というような標題の小項目が存在する。この標題は「助言」風あるいは「指針」風の書き方がされているので、これを「金言」と読み取ってもよいだろう。では、どのような「助言」あるいは「指針」がここで示唆されているのだろうか。

そのためにはこの標題部分を、前半と後半に分けて読み取る必要がある。前半は「依頼者の求めることを法律問題として整理する」という部分である。後半は「その解決に向けた手立てを検討し、アドバイスをすること」である。標題の段階では、前半が終わってから、後半が始まるように見える書き方になっ

ているが、解説を読むと、じつはそういう示唆ではない示唆がなされている。どういう示唆なのだろうか。

結論を先取りしていえば、それは「解決」から逆算して検討されるべきものとしての「法律問題化」、というような示唆である。つまり、どのように「法律問題化」するか、という課題は、時間的に一方向的な思考として、相談者の意向にしたがってなされればそれで十分という課題ではなく、「解決策」の妥当性から逆算しながら、相談者の意向を形成していくような、いってみれば、相互行為的な課題である、という主張がなされているのである。

2. 2　「解決」から逆算して検討されるべきものとしての「法律問題化」

なぜ、そのような面倒な課題が弁護士の課題なのだろうか。解説の事例がわかりやすい。

藤井（2018）が扱う事例の事実は、「資金を出資したり貸し付けたりしたのに返してくれない」という事実である。藤井の実感によれば、この事例を「初心者である弁護士は」「相手方から依頼者（相談者）に対する詐欺として捉えることが多い」（藤井、2013：10）のだという。しかし、それは安易でよくない相談対応のやり方である。なぜなら、「実務上、詐欺罪（刑法第246条）の告訴や、詐欺を理由とする法律行為の取り消し（民法第96条）、不法行為である詐欺を理由とした損害賠償請求（民法第709条）は、（裁判所などに）その事実を詐欺として認めてもらうためのハードルが相当に高い」（藤井、2013：11）からである。

つまり、弁護士たるもの「相談者（依頼者）の話に引きずられて、無理筋で『詐欺』の法律構成をしてしま」（藤井、2013：11）わないようにしなければならないのである。

2. 3　助言に従うために必要な最重要部分が「金言」内に存在していない

しかし、つねに「詐欺」を避けた「法律問題化」が適切になるわけではないだろう。どのように「事実」を「法律問題化」するかという問題は、たしかに、「相談者」と「弁護士」の共同創造行為ではあるだろうが、一方的に弁護士側がリードできる問題ではないように思われるからである。

今回は詳述しないが、我々の研究チームが毎年夏合宿で扱っている「ペットショップオーナー　vs.　愛猫家」事例では、自分の購入した「ネコ」が先天性および後天性の疾病を抱えていることに憤慨した「愛猫家」は、「損害賠償」よりも強く「ペットショップの衛生管理状況の改善」を求めるシナリオになっている。「他のネコちゃんを救いたい」というのが「愛猫家」の願いだからである。けれども、そのようなシナリオに基づいてコミュニケーションがなされ

ているのにもかかわらず、しばしば「愛猫家側代理人」になった「弁護士役司法修習生」は、「法律問題化」にあたって、「ペットショップの衛生管理状況の改善」を主題化するのを避けてしまう。結果として、「ペットショップ側代理人」との交渉の状況報告をしていくうちに、「愛猫家」の不興を買って、「代理業務の危機」に陥ってしまう。そんなことが頻繁に観察された。

つまり、重要なのは、「相談者（依頼者）の話に引きずられて、無理筋で『詐欺』の法律構成をしてしまわないようにする」という「方針」は、いつでもつねに正しい「鉄則」ではない、ということである。そうではなくて、その「方針」が適切であることも、適切でないこともあるような「適切である可能性のある方針」に過ぎないのである。

とするのならば、大事なのは、どのようなときに、上記のような「適切である可能性のある方針」が適切になって、どのようなときに上記のような「適切である可能性のある方針」が適切でなくなるのか、ということを、判別する力を得ることであろう。つまりは、「方針」の適用を適切におこなうための「感受性の涵養」こそが重要なのだが、従来型の「金言集」は、そのような最重要の能力を与えてはくれなかったのである。

それに対し、ビデオ・エスノグラフィーの実践は、それ自身が、一種の当事者訓練として、どのような状況が「方針」の当てはめに適切な状況で、どのような状況が「方針」の当てはめには不適切な状況なのか、という問題に解を探し当てる力を与えてくれるのである。つまり「感受性の涵養」として機能する側面をもつのである。[v]

「ビデオ・エスノグラフィー」の活動は、抽象度の高い問題もあつかう。2019年3月に行った法科大学院における活動では、講義を前提とした上での模擬法廷の活動を題材にビデオ・エスノグラフィーの実践を行ったが、そこでのテーマは、「対立的法コミュニケーションを通した、新しい法解釈実務の創造」であった。架空の「食材横流し」事例をもとに、どの程度の注意義務が納入側に存在するかという問題を検討したが、その際には、両当事者間で取り交わされるすべてのコミュニケーションの内容が、レストラン業界の慣習などと組み合わされて解釈されて、「法的問題化」されて行き、単なる「法律実務家になるための訓練」を超えて「法律実務における新しい思考枠組みを創造する」ことにまで志向したものになっていっていた。この「創造活動」の全体が「ビデオ・エスノグラフィーの実践」によって「促進」されていた、というのが我々の見立てである。つまり、「ビデオ・エスノグラフィーの実践」による「感受性の涵養」は、新しくてより妥当な、「事例取り扱い実務慣習の創造」にまで結びつく可能性があるものなのである。そういう点でも、現状追認的性格が強い「金言集」とは、差異化が図り得るのではないか、と思っている。

3. 当事者の自己理解の陥穽を乗り越えてコミュニケーションに対する感受性を向上させるという意義

3. 1　当事者の自己理解の陥穽とその乗り越え－あるエピソードから

我々の「自己理解」というものは、自分自身の「欲望」や「期待」の強さに強く汚染されている。したがって、あることがらに関して「自己評価が低い」という事実があっても、それを端的に「客観的な結果の悪さ」を表すものだ、と受け取ってはならない。それは、自身の「欲望の大きさ」や「期待の大きさ」に比例した相関項であるかもしれず、ビデオ・エスノグラフィーの実践を通して、改訂されていくようなものなのかもしれないのである。この事態を「当事者の自己理解の陥穽」と呼ぶことができるだろう。ビデオ・エスノグラフィーの実践は、この自己理解の陥穽から、当事者が逃れることを支援できるだろうし、そのようにして専門職としての資質を育てることにも貢献できるだろう。

前節後半でも述べたように、我々の研究チームは、毎年X大学を会場に、リーガル・コミュニケーション研究をテーマとした、夏合宿を行ってきている。

夏合宿のスケジュールはだいたい毎年同じであり、大学の市民向け無料法律相談の観察/分析が丸二日と、司法修習生の研修を兼ねた「模擬法律相談」に関する観察/分析が丸二日と、合計4日間ほどが行われる慣例になっている。それらを題材に、主として、エスノメソドロジー・会話分析の立場からの研究会活動を行いつつ、当事者（司法修習生やコミュニケーションの改善を志向している弁護士）にも、その研究会に参加してもらいつつ、「リフレクション（ふり返り活動）」をしてもらっている。

2018年の夏に、司法修習生のK氏に、弁護士役（愛猫家の代理人：Q）を演じてもらったことがあった。そのときに、K氏の相手役のS氏（愛猫家。ネコの購入者。全国チェーンのペットショップから、国内では珍しいネコを高額の支払いをして買ったところ、先天性・後天性の各種の障害/病気があり、治療費等の支出に困っているという役を演じている）がたまたま、マスクをしていたことがあった（少し咳き込んでいたので、エチケットとして着用していた。コロナ禍の前の話である）。

いつもどおり、模擬法律相談が終了した後、感想を述べる段取りになって、最初にK氏がいったのは、次の内容だった。

K弁護士役：相手にマスクがあって表情が読めなかった

（下線の強調は、筆者）

本人の述懐としては、このとおりなのだろう。

しかし、本節の冒頭にみたとおり、この評価を、「結果の悪さ」を直接的に表すものだ、と受け取る必要はないだろう。というのも現実には、**K弁護士役**

はたいへん丁寧に相手の表情を読んでいたということの証拠が、＜**ビデオ画像を追ってみるとわかる**＞形で、会話のあちらこちらに存在していたのである（詳しくは後述）。

では、このエピソードから、我々はどのような教訓を手に入れたらよいのだろうか。ひとつには、先述のとおり、我々自身が自分自身に関して行う活動の評価は、欲望や期待のありように、たいへんに深く汚染されてあるものだ、ということだろう。つまり、欲望が大きければ、低い評価へのバイアスが強くかかるのである。人間の、ビデオを用いない、無道具的な「振り返り（リフレクション）」は、たとえ、自分自身のことに関してであっても、この事例のように、かなりあぶなっかしい代物なのである。

しかし、対抗手段はあるのである。「ビデオ・エスノグラフィーの実践」がその対抗手段である。具体的には、「ふり返り（リフレクション）における道具として、ビデオとビデオのトランスクリプトを用いると、非言語的コミュニケーションを充実した形で行っていることがビデオに映っていることが露わになる」のである。この展開を、以下では追っていきたい。

3．2　模擬法律相談場面に関するビデオを用いたリフレクションの意義の例示

まず、つぎのトランスクリプトを見て欲しい。[vi]

断片１「なんか、そういうことですか？」2018年8月31日、17：54：58～

01Q弁護士：あの：：：　病気のことはまあ確認（（Qは視線上げる））
02　　したっていうことだったんですけど((Q視線を相談者へ))
03S相談者：　°はい°　((うなずき))
04Q弁護士：＞とくにその＜【写真1：S 背筋ピン】　具体的に：：
05　　本当に病気がないっていう((Q書面視線))なんとか【写真2、3：S小首かしげ前後】
06　　証（(Q視線を上げる)）明じゃないんですけど；
07S相談者：　はあ：：　【写真4：Sが2回目の小首かしげ。大きく脱力。下を向く】
08Q弁護士：なんか、そういうことですか？【写真5：Q弁護士（役）】
09　　ただまあ口頭で、やっ　そんなことないよないよ
10　　という　そういうレベルですか
11S相談者：まあ　そうですね



【写真 1：模擬法律相談−とくにその　S 背筋ピン　20180831__175507】



【写真2：模擬法律相談−なんとか　Sの1回目の小首かしげ直前20180831_175514の1】
※S 相談者の首はほぼ直立し、背後の時計の液晶はほとんど見えない。



【写真3：模擬法律相談-なんとか　Sの1回目の小首かしげ直後20180831_175514の2】
※S 相談者の首は右に傾けられ、背後の時計の液晶画面が少し大きく見えている。



【写真4：模擬法律相談-はあ：：　Sの2回目の小首かしげ直後20180831_175517の1】
※S 相談者の首は右ななめ前に大きく倒され、背後の時計の液晶画面のほとんどが見えている。



【写真5：模擬法律相談-なんか、そういうことですか？　Qの写真20180831_175517の2】

ここで法的に問題になっているのは、「買ってきた当該のネコは、病気にかかっていないということが、ペットショップによって、どの程度保証されたネコだったのか」という問題である。この保証の程度が高かったならば、S相談者側に立つ代理人弁護士は、楽になる。相手側（ペットショップ側）の責任を容易に問えるからである。そういう「法的論点」があることを前提に、Q弁護士（役）は、1行目で「う：：：ん　病気のことはまあ確認したっていうことだったんですけど」と、すでに、S相談者が発話して、ふたりで共有されている内容を確認する。これは、次の「質問」の準備になっている。つまり、「病気がないことを確認したかどうか」が問題なのではなくって、「どの程度の水準で、病気がないということを確認したのか」ということこそが問題なのである、という、問いのターゲットを定める準備的な発話にこの発話はなっているのである。一般的に病気がない、という情報伝達だけでなく、調べた上で、病気がない状態を保証する意味で、先方（ペットショップ側）が、購入者に対して約束をしたのかどうか、そこが、聞いているポイントなのだ、ということがわかるように、この準備発話は語尾を疑問形にする形でなされている。

3．3　相互行為的に表情を読んでいることがビデオからわかるQ弁護士（役）－言いにくいことの「しぐさ」による表示と優先構造（ポメランツ）の議論から－

3．3．1　「音声への注目」から「しぐさへの注目」へ

トランスクリプトに上げた20秒足らずのコミュニケーションを詳細に分析していくと、この短い会話のなかで、「**音声化された言語によらない状況の相互**

的な読み取り」が、会話の当事者である両者によって、頻繁になされていることがわかる。

われわれは、日常語的には、「表情を読む」という表現を使うが、顔の表情だけを有意味なものとして扱っている訳ではない。その実態は、以下に述べるように、音声化された言語のやりとりによらない状況理解の総合的交換の総体なのであって、そのように「表情を読む」というQ弁護士（役）の言葉を解釈し直すのならば、「Q弁護士（役）」はたいへん上手に「表情を読んでいる」といえるのではないだろうか。

まずは、端的に証拠をあげよう。それは、7行目から8行目にかけての相互行為に現れている。まず、驚かさせられるのは、音声トランスクリプトをみるだけでは、意味がよくわからない発話が8行目でなされていることである。8行目で「Q弁護士」は「なんか、そういうことですか？」と発話しているが、これは、疑問符で終わっている文ではあるものの、「確認的疑問文」になっている。つまり、かなりの程度、「S相談者」の言いたいことは分かっているけれども、その理解でよいのか、という確認を「Q弁護士」はしているのである。

どうしてそういえるのだろうか。いえる理由は、この8行目に、「そういうこと」という指示語があるからである。指示語に導かれて8行目の発話はなされているので、つまりは、直前の7行目のS相談者の何らかのメッセージが有意味で、重要で、示唆的であるということを、この8行目のQ弁護士の発話は指示しているのである。

では、その7行目のどの部分が「有意味で、重要で、示唆的」なのだろうか。7行目には、音声としては「はあ：：」という「音」しか、存在していない。「はあ：：」という発話それ自身は、なにかしらはっきりしない状態であるということを述べるもの言いであろう。あるいは、続けての発話の準備的発話である、とも聞き取れよう。このいずれの場合であっても、それ自身が「有意味で、重要で、示唆的」な内容を表示しているということには、なかなかなりそうもない。

にもかかわらず、8行目で「「なんか、そういうことですか？」とQ弁護士が発話している以上、Q弁護士には、見通しが与えられているのである。とするならば、その見通しは、音声からあたえられたものではなく、「しぐさ」からあたえられたものか、あるいは「しぐさ」と「音声」の組合せ状況から与えられたものである、ということができるだろう。

そう考えて、ビデオに映っているS相談者の「しぐさ」をみてみると、小首を右に大きくかしげたあと、上半身の全身を大きく脱力させて、下を向く、というしぐさを「はあ：：」という発話とともに、しているのであった（【写真4】）。さらに、この7行目から8行目にかけてのコミュニケーションをみるために、そ

の前後を繰り返し再生していると、当該の大きな「しぐさ」の1秒前にも「小首を右に傾ける」という類似の「しぐさ」を、小さいながらもしていることが発見されたのである（【写真2】と【写真3】）。

我々の文化では、全身を脱力させて、下を向くという「しぐさ」は、「残念さの表示」として知られている「しぐさ」である。そう考えて、この部分での「しぐさ」の具体的意味を検討してみると、以下のような「相互行為」が起きていた、ということができそうである。

3. 3. 2　「残念さ」が表示する意味をビデオデータから考える

前項では、一方の「残念さ」を表示する「しぐさ」が、コミュニケーションのもう一方の相手であるQ弁護士から有意味なものとして注目され、とりたてて言及されていた（8行目）ことを確認した。しかし、この「残念さ」への注目とは、いったいどのような行為を構成していることがらなのだろうか。このことを解明するためには、もうすこし、大きな構造として、ここで会話をしている両者のやりとりを見ていく必要があるだろう。そうすると、以下のような読み取りの手順になるだろう。

まず、トランスクリプトの1行目から3行目にかけては、ある合意が取り交わされている、ということができるだろう。すなわち、（ネコの）「病気のことはまあ確認したっていうことだったんですけど」（1〜2行目）という「Q弁護士」の発話が、「S相談者」の「はい」（3行目）によって後続されていることから、1〜2行目の発話が、質問として聞かれていることがわかる。つまり、血統書付きのネコのペットショップからの購入という文脈のもとでこの会話がなされている以上、ここでは、「病気がないということの確認」が「まあ確認した」というレベルではなされていた、ということが相互承認されているのである。ところが、この「合意」は、最終的な合意ではない。ほぼ同じ問題が、もう一度聞き直されてしまうからだ。

4〜5行目で「Q弁護士」は「＞**とくに**その＜**具体的に**：：本当に病気がないっていう」という発話を行っている（下線強調は筆者）。「病気がないということの確認」は、初歩的なレベルではすでに済んでいるのだから、この4〜5行目で行われていることは、初歩的でないレベルでの確認であると言えるだろう。つまり「とくに」「具体的に」確認がされているのかどうか、ということが、新規に問題提起されている、とこの部分は聞くことができよう。

そして、この「新しい水準での問い」に関しては、3行目のような明確な「肯定」は「S相談者」から帰ってはこなかった。「S相談者」はそのかわり、この部分でほんのわずかではあるが「小首をかしげる（1回目）」のである。【写真2】から【写真3】への変化がその証拠である。おなじ、5時55分14秒のなかでの

「しぐさ」ではあるが、写真内の矢印で指示した部分をみてもらうとわかるように、「S相談者」の背後の壁掛け時計の盤面の、日付の液晶表示部と頭の重なり方に注目すると、あきらかに、「S相談者」は、首を右側にかしげているのである（動画ではより明確にそのように観察することが可能である）。

これは、何を意味しているのであろうか。どうも、ある「躊躇」が「しぐさ」として表示されているようなのである。

ポメランツ（1978、1984）の議論（優先構造というエスノメソドロジー・会話分析の議論）によれば、非優先的回答（つまり“いいえ”という回答）は、しばしば直接発話されずに、「躊躇」や「延期」によって代用される。ここでは、「Q弁護士」は「S相談者」の代理人であり、ネコの病気の責任をペットショップに取らせることが課題となっているのだから、「病気がないという確認」を「具体的に」取っていたかどうかが、質問の中身であると聞くことができるだろう。そのような問いかけに対して、「非優先的回答」で答えている意味は「（具体的には確認は）取れていない」ということであろう。

でも、それなら、なぜ、同じことを、言語的に示さないのだろうか。積極的に「しぐさ」にシフトした形で「躊躇」を示す理由も説明されなければならないだろう。

この部分、十分な考察はできていない。ただ、私自身は、法律家ではないので、以下の推論は想像的なものだが、もしかすると、「専門家-素人」コミュニケーションであることに由来する意味もあるのかも知れない。どういうことかというと、1行目から3行目に関する「合意」のもとになっている「S相談者」からの主張が、法律家に対してのものとしては、不適なものだった、という反省が、この「しぐさ」シフトに影響を与えているかもしれないと思われるのである。すなわち、ここでの「S相談者」の「しぐさにシフトされた躊躇」は、法的に有意味な形で事実を述べるべきであったのにもかかわらず、法的に有意味な形ではない水準で「病気ではないという主張をペットショップ側がしていた」という話をしてしまったことの「申し訳なさの表示」を伴わせるためになされたものだったようにも思われるのである。「専門家－素人」関係のもとでは、素人側はしばしば積極的に「自信なさげな」態度を取ることが知られているが、そうやって「知識勾配に関する規範的秩序」を尊重する態度を示すことがなされるのだが、そういうことがここでも起きているようなのである。

ところで、この「小首を右に傾ける」やり方での「躊躇の表示」は、2度おこなわれている。では、なぜ、2度もこの、「同様のやり方での躊躇の表示」がなされているのだろうか。そして、その提示の仕方の程度がなぜ大きく違っているのだろうか。この問題を解いておかなければ、全体構造の読み取りとして不十分である、ということになるだろう。

3. 3. 3　2度の「躊躇」はなぜ行われたのかー表情を読むことの相互性ー

なぜ2度の「躊躇」が行われたのか、という問題を解決するためには、「しぐさ」の意味を単なる単独行為者の意味表示行為としてとらえるのではなく、相互行為として捉える必要がある。そういう方向への分析視角の転換が必要となる。

そういう転換をしたうえで、ビデオデータを詳細にみてみると、じつは、「1回目の小首かしげ」（【写真2】と【写真3】）の時点では、「Q弁護士」は、「S相談者」の方を向いていない（おそらくは、そのことを「S相談者」もモニターできている）ことが重要なものとしてみえてくる。

「Q弁護士」の視線が、「S相談者」に向くのは、6行目の「証（(Q視線を上げる)）明じゃないんですけど」という譲歩発言の出だしの、「証明」の「証」をいった部分である。

この直後の部分は、「移行適切場」というほどの区切れにはなっていないが、コミュニケーションの相手が反応を示してもよい場所としての「反応機会場」にはなっているようだった[vii]。つまり、文章としては、5行目から8行目までがつながって一つの文章になっている（本当に病気がないっていう　なんとか証明じゃないんですけど：　なんか、そういうことですか？）けれども、日本語の特徴として、そのように、ひとつの文章のつながりの中に、コミュニケーション相手の反応を聞くことができる「場」が存在しており、そこにおいて「はあ：：」という音声とともに「比較的大ぶりな落胆のしぐさ」が呈示されているという事態がおきていたのである。ここで、この2回目の「しぐさ」が大ぶりなのは、おそらくは、1回目の「しぐさ」が見過ごされてしまったことに対応しており（2回目は見過ごされないようにしなければならない）、かつまた、「Q弁護士」の発話が、ちょうど「反応機会場」のタイミング形成になっていたということで説明できるだろう。つまりは、「Q弁護士」も「S相談者」も、ともに、相手のコミュニケーションをモニターしながら、その場その場で適切な振る舞いをしているのであり、そのような相互に適切な振る舞いが組み合わされるなかで、「表情を読む」ということが、達成されているのであった。そうやって、最終的に、11行目に「まあ　そうですね」という「了解」が達成されたのであった。

3.4ビデオ・エスノグラフィーは「振り返り（リフレクション）」に有用

前節の内容は、エスノメソドロジー・会話分析の分析としては、簡便なものではあるが、それがビデオに映っている動画の内容に関する分析と、ある程度の法律的知識との組み合わせによってなされているということ、すなわち、ビデオ・エスノグラフィーの実践として行われていることの意義は大きいといえ

よう。じつは、われわれは、ここで行った分析の、ここよりラフで初歩的なものを、X大学のマルチメディアルーム（音声付きの動画再生を自由自在にできる実験的研究室）で行ったが、そのビデオセッション中の当事者（Q弁護士役とS相談者）は、セッション中にも多く発言し、分析をより妥当なものにするのに、貢献してくれていた。このように、当事者がビデオセッションに参加して、じっさいに当事者が持っていた知識を参照しながら、コミュニケーションの様態を的確に記述するサポートを得られる点で、ビデオ・エスノグラフィーは有用だし、ビデオ・エスノグラフィーの実践結果には、信頼性があるといえよう。

今後、もし、ビデオを使ったふり返りを、当事者自身が、自らの力で行えるようになるのならば、ビデオ・エスノグラフィーの実践の意義はさらに大きなものになるだろうとも思われた。なぜなら、そのような活動の繰り返しは、「コミュニケーションに関する感受性の涵養」そのものに繋がっていくことが予想できるからである。

ここまでの議論をまとめておこう。じつは、「表情を読む」ということばで、われわれは、非言語的なコミュニケーションによる（相互）理解を指し示す習慣がある。「表情を読む」ことに基づいた行為は、相互行為をしている当人達にはあまり意識されず、言語化されることも少ないが、現実の相互行為の秩序を大きく拘束しているコミュニケーションである。

エスノメソドロジー・会話分析という指針を得たビデオによる「ふり返り（リフレクション）」、つまり、ビデオ・エスノグラフィーの実践は、まずは、リーガル・コミュニケーションにおける、この非言語的なコミュニケーションの重要性に「ふり返り（リフレクション）」を及ぼすきっかけを与える点で、有意義であるといえるだろう。ついで、会話というものが、言語的なコミュニケーションと非言語的なコミュニケーションの組み合わせであることに思いをいたすのならば、そのことからの波及効果も期待できるだろう。つまり、「表情を読む」ことに注目した「ふり返り」は、リーガル・コミュニケーションの特徴を踏まえた、リーガル・コミュニケーション全体のふり返りや分析にとって有用なものとして働いていく、ということを期待してよいように思われるのである。

そのような示唆を与える分析事例として、上述の「断片１」に関する分析をみることができるのではないだろうか。ビデオデータを用いた「振り返り（リフレクション）」を行うならば、本人による「表情が読みにくかった」という述懐とはことなって、実際には、Q弁護士（役）はS相談者（役）と協力しあって、S相談者が、ネコが病気でないということに関する確たる証拠は事前には入手していなかった、ということを、そして、そのことは、日常会話的にはともかく、法律相談としては、重要なことであるということを、Q弁護士もS相談者も、ともに理解しているということを、そのふたつのことを、ともながら、

この短時間の会話の中で相互行為的に達成しているということを、我々は根拠のある形で主張することができるだろう。当事者は、ビデオ・エスノグラフィーの実践を経由しなければ、おそらくは納得し合わなかったはずの「実際の相互理解に至る経緯の詳細」を、今回のケースのように、相互に納得できるようになるだろう（強調は筆者）。

そして、そのような実践を積み重ねることから、さまざまな派生的議論の基盤がえられることだろう。たとえば、弁護士（役）というものが、「無自覚的に」いかに強く「非言語的コミュニケーション」に志向しているのか、ということを確認できたならば、そのことを出発点に、「法律職–素人」コミュニケーションの未来の姿も、構想していくことができるのではないだろうか。そのように思われるのである。

4. おわりに

本論文では、従来のリーガル・コミュニケーション研究の帰着点のひとつの典型である「金言集」的なものを取り上げて、その問題点をまず指摘した。つまり、現実のコミュニケーションを考えた時に、「金言集」は、標準的な場合におけるおおざっぱな「指針」しか与えることができない点を指摘した。

このように、限界ある適切性しかもっていない「諸金言」を、その「限界」を詳細には呈示できない形で呈示しているのが、これまでの書物化された「金言集」というものの不十分さなのである。

本論文ではかわりの方針として、さまざまな現実の多様性/条件に対応するために、「感受性の涵養」路線を提起し、その手段として「ビデオ・エスノグラフィーの実践」がある、という立論をおこなった。そして、この立場を基盤に、「リーガル・コミュニケーション研究をビデオを用いて行う意義」を解説した。

また、コミュニケーションの状況を精密に理解するのには、その場面の当事者の理解や知識を十分に重視する必要があるが、当事者の主張には「当事者の自己理解の陥穽」が生じることがある。欲望の大きさ等が本人には十分に自覚されていない場合には、本人は自分がしていること/できていることをしていないこと/できていないこととして理解し、語ってしまうことがあるのである。そのような事実とは異なった語りを基盤にすると「振り返り（リフレクション）」がうまくいかないことになる。

このような事態に対しても、我々は「感受性の涵養」路線を対置していきたい。本論文の後半では、実際の「トランスクリプト（書き起こし）」を用いて、弁護士役が、相談者（依頼者）の「言外の意味」を読み取っている状況を、そ

のメカニズムごと解説した。そして、弁護士側どうようの「相互行為的システム」が、相談者の反応においても存在していることを明示した。

上述のような本論文の議論によって、以下の2つの点が言えると考えている。第一点目は、ビデオを用いた探求を進めることによって、少なくとも可能性としては、リーガル・コミュニケーション研究は大きく進展するだろう、ということである。第二点目は、ビデオを用いたリーガル・コミュニケーション研究が進むならば、法科大学院教育や司法修習生研修の内容が改善され、さらには、そのような「教育現場の洗練」によって、法的な思考そのものが、より現実にフィットしたものに洗練されていく、というような改善スパイラルが始まっていく可能性も示唆できたと考えている。この可能性を信じて、ビデオ・エスノグラフィーの実践を発展させる方向で、さらに研究を進めていきたい。

【註】

[i] 本論文のもとになる研究資料の一部は、科学研究費補助金「法律相談の相互行為分析－対話的相談時代の専門職間コミュニケーションの研究」（研究代表者：樫田美雄、2016 年度～2018 年度、課題番号：16K13421）の支援のもとで得られた。記して感謝する。

[ii] 「ビデオ･エスノグラフィー」に関しての概説論文としては、（岡田、2008）および（樫田ほか、2008）が存在している。参照してほしい。

[iii] ワークプレイス研究の成果としては、水川ほか編（2017）を最重要のものとしてあげることができるだろう。なお、エスノメソドロジー・会話分析の立場をとらない研究者もビデオカメラを用いて重要な成果を上げつつある。その実例としては、佐伯ほか（2018）をあげておこう。なお、この佐伯ほか（2018）研究に言及しながら、ゲーム的・エピソード的でない現象理解の重要性を述べたものとして樫田（2018）をあげることができる。筆者は、リーガル・コミュニケーション研究においても、この考え方（ゲーム的・エピソード的でない現象理解の重要性）が重要であるという理解をしており、その主張に沿った別稿を、Garfinkel(1967)に依拠させる形で、準備中である。

[iv] 実践例を検証可能・追体験可能なものとするのに「ビデオデータ」を用いることの有用性を「可視化」というキーワードで示した論文として、北村（2019）をあげておこう。なお、北村の
『東海法学』における毎年の諸業績の多くが関連業績であるので、参照が望ましい。

[v] 以下でも述べるようにX大学でのビデオ･エスノグラフィーの実践は、「司法修習生」に対しての「研修」として行われているし、我々は、法科大学院の大学院生に対しても「ビデオ・エスノグラフィーの実践」を、おなじく「感受性の涵養」の体験学習として提供してきている。詳しくは続報を待って頂きたい。

[vi] トランスクリプトとは、音声を文字に落とし込んだもの。文字起こしのことである。トランスクリプトで使われている記号については、以下の【表 1：トランスクリプトで用いている記号について】を、参照せよ。

【表 1：トランスクリプトで用いている記号について】

(　.　)	ごく短い沈黙を表す。マイクロポーズ。
(0.5)	数字は沈黙（ポーズ）の秒数を表す。左の例では 0.5 秒の沈黙（ポーズ）を示している
(　)	聞き取り不能箇所
：	直前の音が伸びていることを表す。コロンの数が長さに比例。
＝	行末と行頭の等号は、発話間に隙間がなく連続した発話
？	語尾の音の上昇（文法記号ではない）
ー	ダッシュは突然の音の途切れ（例：それ-）
h	息を吐く音。しばしば笑いを表す。h の数が増えるほど長い笑いを表す
↑↓	急激な音の上昇・下降
((　))	二重丸括弧内記載事項は、そこでの動作等、分析者の注記

[vii]「反応適切場」に関しては、西阪（2008）、串田・平本・林（2017：55ff.）を参照せよ。

【文献】

藤井篤 2013『弁護士の仕事術Ⅰ　法律相談マニュアル』日本加除出版株式会社。

Garfinkel, Harold, 1967, *Studies in Ethnomethodology*, Polity Press.

樫田美雄,2013,「『模擬法律相談の即時分析』の実演−臨床場面の共有による創造的展開の達成にむけて」『法曹養成と臨床教育』6：158−164.

樫田美雄, 2016,「ビデオで調査をする方法①　ビデオで調査することのメリットとデメリットー「リアリティ喚起力の大きさ」と「常識に汚染されるリスク」『新社会学研究』１：159－163.

樫田美雄, 2017,「ビデオで調査をする方法②　ビデオの説明力過剰性を克服する仕組みとしての「異物化」『新社会学研究』２：198－202.

樫田美雄,2018,「ビデオで調査をする方法③　ビデオで調査をして当事者研究的社会学調査を行おう」小川博司・樫田美雄・栗田宣義・好井裕明・三浦耕吉郎編『新社会学研究３』新曜社.

樫田美雄・岡田光弘・五十嵐素子・宮崎彩子・出口寛文・真鍋陸太郎・藤崎和彦・北村隆憲・高智子・太田 能・玉置俊晃・寺嶋吉保・阿部智恵子・島田昭仁・小泉秀樹,2008,「高等教育改革の相互行為分析− ビデオ・エスノグラフィー研究の狙いと工学部都市工学演習の実際−」『大学教育研究ジャーナル』5:93-104.

樫田美雄・中塚朋子・岡田光弘編, 藤崎和彦監修,2018,『医療者教育のビデオ・エスノグラフィーー若い学生・スタッフのコミュニケーション能力を育むー』晃洋書房.

樫村志郎,2004,「法現象の分析」山崎敬一編『実践エスノメソドロジー入門』有斐閣,143-157.
北村隆憲,2019,「調停のコミュニケーションを分析するー非難の連鎖はいかに「管理」されるかー」,『東海法学』56：47－80.
串田秀也・平本毅・林誠，2017,『会話分析入門』勁草書房。
西阪仰，2008,「発言順番内において分散する文-相互行為の焦点としての反応機会場-」,『社会言語科学』10（2）：83－95.
岡田光弘,2008,「ビデオ･エスノグラフィーー医学教育のなかの身体と視線ー」『応用社会学研究』50：155-164.
Pomerantz.A. ,1978, Compliment responses: Notes on the co-operation of multiple constraints. Jim Schenkein (ed.) *Studies in the Organization of Conversational Interaction*, Academic Press:79-112.
Pomerantz.A. ,1984, Agreeing and disagreeing with assessments: some features of preferred / dispreferred turn shapes. In J.M.Atkinson. & J.Heritage,(Eds.),*Structures of social action* ,Cambridge University Press:57-101.
佐伯胖・刑部育子・苅宿俊文,2018,『ビデオによるリフレクション入門ー実践の多義創発性を拓くー』東京大学出版会.
水川喜文・秋谷直矩・五十嵐素子編,2017,『ワークプレイス・スタディーズーはたらくことのエスノメソドロジー』ハーベスト社.

かしだ よしお（神戸市看護大学准教授）
きたむら たかのり（本学法学部教授）
よねだ けんいち（鹿児島大学司法政策教育研究センター教授）
おかだ みつひろ（成城大学 非常勤講師）